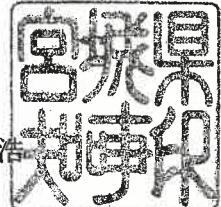


写

環対第458号
令和3年1月13日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村井嘉浩



(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見について(通知)

令和2年6月26日付けで日立サステナブルエナジー株式会社取締役社長から送付がありました標記の環境影響評価準備書について、環境影響評価法(令和9年法律第81号)第20条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の13の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 渡邊
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、白石市、七ヶ宿町において、総出力 23,000kW 程度（定格出力 4,200kW 級、風力発電設備 6 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、全域が蔵王高原県立自然公園に位置しており、近傍には、宮城県にとって重要な景観資源である蔵王連峰や水道水源となっている七ヶ宿ダムが存在する。

このため、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置の確実な実施に加え、一層の環境影響の回避、低減に努めること。

1 全般的な事項

(1) 累積的な影響の評価

本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業の情報収集に努め、累積的な環境影響を踏まえ、事業を実施すること。

(2) 追加的な環境保全措置の検討

予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。

(3) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する白石市や七ヶ宿町及び関係者に対して、事業計画及び環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 大気質による影響

工事用資材等の搬出入車両の走行に伴い排出される窒素酸化物について、大型車の車種を細分化した上で、生活環境への影響を適切に予測及び評価すること。

また、福岡八宮地区の予測値については、道路の縦断勾配が排出係数の補正式の適用範囲を超えていることから、過小に算出されることを踏まえ、適切に評価すること。

(2) 騒音、低周波音による影響

イ 騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省に定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成 30 年 10 月に WHO が改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価し、評価書に記載すること。

ロ 工事の実施に係る騒音について、事業区域において「幹線交通を担う道路に近接す

る空間についての基準値」を当てはめる等、予測条件が実態に即していないため、適用する基準、条件について再検討した上で、必要に応じて評価のやり直しを行うこと。

ハ 風力発電設備の稼働に係る騒音については、事業区域が特に静穏な地域であることから、適用する騒音に係る指針値等を見直した上で、地域特性や最新の知見を十分に踏まえ、適切に評価すること。

ニ 建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルだけでなく、5%時間率騒音レベルも算出し、適切に予測及び評価した上で、評価書に記載すること。

(3) 水環境に対する影響

イ 工事の実施による水の濁りの予測に当たっては、近年の降雨量の変化を踏まえ、最新の気象データを用いた予測及び評価についても、評価書に記載すること。

ロ 沈砂池排水中の土砂の到達距離に関する予測について、到達距離（斜面長）、地形の形状（ガリや下層植生の有無）等、排出先の条件を再検討し、評価書に記載すること。

ハ 工事の実施に当たっては、沈砂池を造成した上で、仮排水路を設置する等、濁水対策を講じた上で作業を行うこと。

(4) 地形及び地質に対する影響

事業区域周辺は、砂防指定地や土砂災害危険箇所が隣接していることから、事業実施に伴う改変が周辺の土砂災害等を誘発する可能性について、適切に予測及び評価を行い、評価書に記載すること。

(5) 動物に対する影響

イ 事業区域及びその周辺では、特別天然記念物カモシカのほか、サル、イノシシ、クマ等の生息が確認されていることから、事業の実施により尾根部が改変されることで、生息環境への影響が懸念される。

このことから、これらの動物について、生息地の保全に努めるとともに、村落への進出防止に配慮した開発事業とすること。

ロ ヤマコウモリの一種について、重要な種として適切に予測及び評価し、結果については保護対策も含めて評価書に記載すること。

ハ コウモリ類の事後調査については、バットストライクが頻発する時期の8月中旬から9月中旬に少なくとも1週間に1回の頻度で実施すること。また、今後コウモリ飛翔調査を行う場合、照射半径が広いLEDライトを選択し、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

二 事後調査によりバットストライクが多く確認された場合は、風力発電設備のカットイン風速の変更など、衝突防止のための追加の環境保全措置を実施すること。

ホ 作業ヤード等の平坦な改変区域の復旧方法については、砂利敷きにする等、イヌワシ、ノスリ等の誘引を避けるよう配慮すること。

ヘ 沈砂池内において両生類等の卵等が確認された場合には、移設先や移設手法を適切に選定するなどの環境保全措置を講じるものとし、その内容を評価書に記載すること。

(6) 植物に対する影響

事業区域に近接する重要な植物群落に対する工事の実施による間接的な影響について、適切に予測及び評価し、評価書に記載すること。

(7) 景観に対する影響

イ グリーンパーク不忘及び川原子ダムにおける眺望景観への影響について、適切に再評価し、評価書に記載すること。

ロ 動画による予測及び評価について、検証過程も含めて評価書に記載すること。

(8) 廃棄物の減量化及び再資源化の推進

施設撤去等に伴って生じた廃棄物等の適正な処理について、評価書に記載すること。

(9) 温室効果ガス等の削減に向けた取組

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの考え方を基本として、風力発電設備等の製造及び運搬、工事、供用及び廃棄等に係る評価を行い、評価書に記載すること。

(10) 放射線の量

イ 造成等の工事により、放射性物質を含む腐葉土が散逸及び堆積しないこと、汚染水が事業区域外に流出しないこと等、適切な環境保全措置を講ずるものとし、その内容を評価書に記載すること。

ロ 事業区域及びその周辺の伐採木への放射性物質の吸着の可能性を十分に踏まえ、伐採後の利用方法等を評価書に記載すること。